

## ○九州工業大学インキュベーション施設規程

平成15年12月3日

九工大規程第20号

改正	平成16年	2月18日	九工大規程第1号
	平成17年	9月7日	九工大規程第37号
	平成18年	2月1日	九工大規程第3号
	平成18年	3月1日	九工大規程第9号
	平成18年	9月6日	九工大規程第39号
	平成21年	3月2日	九工大規程第2号
	平成21年	3月31日	九工大規程第5号
	平成22年	8月10日	九工大規程第26号
	平成27年	3月19日	九工大規程第28号
	平成29年	4月7日	九工大規程第33号
	平成30年	3月7日	九工大規程第13号

## 九州工業大学インキュベーション施設規程

### (目的)

第1条 九州工業大学(以下「本学」という。)に,九州工業大学インキュベーション施設(以下「施設」という。)を置き,グローバル産学連携センターの協力の下,本学の研究成果を社会に還元するための企業活動及び起業準備活動に供し,以って本学の研究レベルの向上を図ることを目的とする。

### (施設等及び管理運営責任者)

第2条 施設に管理運営責任者を置く。

- 2 管理運営責任者は,施設の管理運営に関する業務を掌理する。
- 3 施設は,【添付ファイル①】のとおりとする。

### 【添付ファイル①参照】

(注) グローバル産学連携センターの専任教育職員を充てることができる。

### (使用資格)

第3条 施設に置く部屋(以下「部屋」という。)を使用できる者は,次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学での研究成果をもとに新規事業創造を目的として、実用化研究を行おうとする本学の教育職員

(2) 本学での研究成果をもとにベンチャー企業の創業を計画し、実用化研究を行おうとする本学の学生及びそれに準ずる者で、管理運営責任者が使用資格を認めたもの

(3) 本学での研究成果をもとに、本学教育職員が積極的に関わって創業されたベンチャー企業

(4) 本学学生及びそれに準ずる者、あるいは卒業・修了後間もない本学卒業生が取締役となって創業された研究開発型ベンチャー企業

(5) 本学教育職員と共同研究を行う既存の企業

(6) 本学教育職員の研究成果を移転され、継続的に教育職員からの技術的支援を必要とする既存の企業

2 前項第2号に掲げる者は、プレ・インキュベーション・ルーム及び戸畑キャンパスのインキュベーション・ルームのみを使用できる。

3 プレ・インキュベーション・ルームは、他に空き部屋がない場合に限り、第1項第3号及び第4号に掲げる者にインキュベーション・ルームとして使用を認める。

(使用の申請及び承認)

第4条 部屋の使用を希望する研究代表者は、使用の承認を受けるため、原則として利用を希望する日の1ヶ月前までに当該施設の管理運営責任者に申請するものとする。

2 研究代表者は、前条の使用資格に変更があった場合は、あらためて管理運営責任者に使用の申請をするものとする。

3 研究代表者は、承認された使用期間の満了後も引き続き入居を希望する場合には、原則として使用期間満了の1ヶ月前までに使用期間延長の申請を行うものとする。

4 研究代表者は、承認された使用者に変更または追加があった場合は、速やかに管理運営責任者に使用者変更または使用者追加の申請をするものとする。

5 前4項の申請に基づき、管理運営責任者は、研究施設等審査会の審議を経て、使用の可否を決定するものとする。

(使用者の責務)

第5条 部屋の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に定める使用承認の条件を遵守しなければならない。

2 使用者は、国立大学法人九州工業大学職員安全衛生管理規程（平成16年九工大規程第14号）第16条に定める研究室等安全衛生責任者を置かなければならない。

3 前項の研究室等安全衛生責任者は、部屋の使用に関して、この規程を遵守するとともに、当該部屋内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(使用の承認内容の変更)

第6条 部屋の使用者は、第4条に規定する使用の承認を受けた内容を変更する必要がある場合は、すみやかに当該施設の管理運営責任者に申し出て、その承認を受けなければ

ならない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 管理運営責任者は、使用者が使用承認の条件に違反したと認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、当該使用の承認を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(光熱水料)

第8条 部屋の使用者は、当該部屋において使用した光熱水料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料の収納方法については、別に定める。

(施設の負担金)

第9条 部屋の使用者は、前条第1項に規定する光熱水料のほか、これらの部屋の使用に係る費用を負担しなければならない。

2 前項の負担金の収納方法については、別に定める。

(原状回復)

第10条 使用者は、施設の使用が終了したとき又は第7条の規定により管理運営責任者が使用の承認を取消したときは、施設及び備品等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により、施設及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第12条 施設の管理に関する事務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、施設の使用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。